

# 11月は「ねんきん月間」 11月30日(木)は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して毎年11月を「ねんきん月間」として位置付け、国民の皆さんに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めてもらえるよう普及・啓発活動を行っています。

## ■「一日年金出張相談所」を開設します

「ゆめタウン光の森」で、無料の出張相談を開催します。年金に関する相談・質問など気軽にお尋ねください。

とき 11月28日(火) 午前10時～午後3時

ところ 「ゆめタウン光の森」本館2階

(北側エスカレーター横)

※事前予約はできません。

※個人の記録に関する相談は、「年金手帳」などの年金番号がわかるもの、「免許証」などの身分証が必要です。

問い合わせ先 熊本東年金事務所 ☎096(367)2503

## ■「ねんきんネット」をご利用ください。

これまでの年金記録を自宅のパソコンやスマートフォンで、24時間いつでも最新の年金記録を確認できます。

インターネットならではの便利な使い方ができます。

①日本年金機構に提出する一部の届書をパソコンで作成・印刷

②ねんきん定期便や年金振込通知書など各種通知書を確認・ダウンロード

③持ち主のわからない年金記録の検索もできます

・これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定して、年金見込額をかんたんに確認できます。

## ■利用登録はとても簡単です

「ねんきんネット」の利用には、ユーザーIDの取得(利用登録)が必要です。利用登録には基礎年金番号(年金手帳や年金証書に記載されている10桁の番号)が必要です。手元に「ねんきん定期便」がある人は、アクセスキー(17桁の番号。有効期限は「ねんきん定期便」が届いてから3カ月間)を使って、簡単に利用登録できます。

## ■問い合わせ先

☎専用ダイヤル(ナビダイヤル) 0570(058)555

050から始まる電話でかける場合 03(6700)1144

受付時間 (月)～(金) 午前9時～午後7時

第2(土) 午前9時～午後5時

※(土)(日)(祝)(第2(土)を除く) および12月29日(金)～1月3日(水)は利用できません。

# 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管してください

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

## ■11月上旬に送付する場合

証明内容は、本年1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

## ■2月上旬に送付する場合

年の途中から国民年金に加入したなど、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する人については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

## ■その他

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

## ■問い合わせ先

☎ねんきん加入者ダイヤル(ナビダイヤル) 0570(003)004

050から始まる電話でかける場合 03(6630)2525

受付期間 11月1日(水)～平成30年3月15日(休)

受付時間 (月)～(金) 午前8時30分～午後7時

第2(土) 午前9時～午後5時

※(土)(日)(祝)(第2(土)を除く) および12月29日(金)～1月3日(水)は利用できません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話など)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※[0570]の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いにご注意ください。



八千代座 (山鹿市)



ガネめし (和水町)



九州を平定した菊池武光公騎馬像 (菊池市)

## Japan Heritage

菊池川は水田を潤すだけでなく、米の輸送にも欠かせないものでした。11世紀頃から450年にわたる歴史の中で、一時は九州を平定した菊池一族は、菊池川での米の輸送などで財を成し、安定した統治を行うことで米作りの発展に寄与しました。江戸時代に入ると、菊池川の水運はますます重要になっていきます。下流へと下っていくと石垣で整備された「高瀬船着場跡」が見えてくるのですが、ここでは菊池川流域の年貢米を集め、「俵ころがし」という石畳の斜面を使って船に米俵を載せ、大坂(現在の大阪府)などに運びました。

菊池川の舟着場と「豊前街道」が交差した山鹿湯町は、米問屋や麴屋、造り酒屋、米菓子屋など米を扱う商店が軒を連ね、活況を呈しました。今でも酒蔵や麴屋などが商いを続けており、その町並みは訪れる人を楽しませています。米問屋や造り酒屋などで財を成した商人たちが出資して建てた明治期の芝居小屋「八千代座」も、当時のにぎわいに負けず今も多く歌舞伎役者や地元の人々に愛されていて、往時の風情を堪能できます。

この地方に伝わる食事の中には、菊池川が流れこむ有明海で取れた新鮮なこのしろにすし飯を詰めた「このしろの丸ずし」や、菊池川で取れたモクスガニのみそを溶け込ませた「ガネめし」など、地域の食材と混ぜ合わせた米どころならではの料理が残っています。

この地方の伝統的な酒「赤酒」は、保存のために草木を焼いた灰を入れることで酒の色が変化した、その名のごとく赤い色が特徴です。甘みが強く、江戸時代には藩の酒として幕府へ献上していました。地元では祭りや祝い事で飲まれていましたが、現在は正月のおとしとして欠かせないものになっています。

シリーズ日本遺産 ③

# 米作り、二千年にわたる大地の記憶

菊池川流域「今昔『水稻』物語」

## 詳細ストーリー ③

菊池川流域の米作りの営みがもたらした豊かな文化

問い合わせ先  
生涯学習課  
社会教育係  
☎0968(25)7232

